

入札公告をご覧いただく前に (公告概要のお知らせ)

この度公告する筑後揚水機場予備発電設備整備工事の主な内容は、以下のとおりです。(入札公告本文は、このお知らせの後段に掲載しております。)

一．施工内容等について

工 事 名 筑後揚水機場予備発電設備整備工事

工 期 契約締結の翌日から平成24年6月15日まで

施工内容 本工事は、筑後揚水機場に設置されている予備発電設備の整備を行うものです。

予備発電設備整備 1式

二．競争に参加するための資格について

水資源機構の競争参加資格 電気工事

建設業法の許可業種 電気工事業

企業の施工実績

公共施設(道路・公園・下水道・学校・図書館など、公共事業によって供給される施設をいう。) 公益施設(電気・ガス・水道・電信・鉄道・医療など、公益事業として運営される施設をいう。) 又は工場等のプラントに付帯する電気工事(発電設備、変電設備、構内電気設備(予備発電設備を含む。)のいずれかの設備を設置した工事をいう。)の施工実績を有すること。

その他欠格要件に該当しないこと。

三．入札・開札までのスケジュールについて

入札説明書、仕様書等の配布期間 平成24年1月27日～平成24年2月10日

競争参加資格申請書の提出期限 平成24年2月10日

入札書提出期間

郵送による場合 平成24年3月1日～平成24年3月5日

持参による場合 平成24年3月2日～開札日時まで

開札 平成24年3月6日

(入札に参加される場合は、当日開札に立ち会うことができます。)

四．その他

本件に関し、入札説明書等の交付を希望される方は、FAXにて「件名及び入札説明書等交付希望」の旨を記載いただき、下記までご請求ください。

併せて、本公告にご不明な点等がございましたら、ご遠慮無くお問い合わせください。

本件に関する問い合わせ先

独立行政法人水資源機構 筑後川局 経理課 橋本

TEL：0942-34-7001

FAX：0942-37-8386

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年1月27日

独立行政法人水資源機構契約職
筑後川局長 池田 茂

1. 工事概要

- (1) 工 事 名 筑後揚水機場予備発電設備整備工事
- (2) 工 事 場 所 福岡県久留米市安武町武島15 筑後揚水機場
- (3) 工 事 内 容 本工事は、筑後揚水機場に設置されている予備発電設備の整備を行うものである。
予備発電設備整備 1式
- (4) 工 期 契約締結の翌日から平成24年6月15日まで

2. 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

- (1) 以下の各号に該当しない者であること。
 - 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - 独立行政法人水資源機構（以下「当機構」という。）が発注した工事のうち、本入札公告の日から過去2年以内に元請けとして完成・引渡しが完了した工事の請負契約において、次のいずれかに該当したと認められる者
 - (A) 契約の履行に当たり、故意又は重大な過失により工事を粗雑にした者
 - (B) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (C) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (D) 監督又は検査の実施に当たり役員又は職員の職務の執行を妨げた者
 - (E) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (F) (A)から(E)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
 - 「会社更生法」（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続きの開始若しくは「民事再生法」（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者
 - 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
 - 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者
- (2) 当機構における平成23・24年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち電気工事の認定を受けており、建設業法の電気工事業の許可を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていること。）

なお、本公告時に当該資格の認定を受けていない者も3.(3)により一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時ににおいて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (3) 入札説明書に記載する条件を満たす施工実績を有すること。
- (4) 次に掲げる基準を満たす主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を本工事に配置できること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第26条で規定された電気工事資格（「建設業法第7条第2号イ、ロ又はハ（建設業法施行規則第7条の3第1号又は第2号）に該当する者」を言う。以下同じ。）を満足する者であること。

配置予定技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

- (5) 本工事に経常建設共同企業体として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は、単体として申請書及び資料を提出することはできない。事業協同組合についても同様とする。
- (6) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づき、筑後川水系関連区域において指名停止を受けていないこと。
- (7) 平成21年及び平成22年の2年間に元請けとして完成・引渡し完了した当機構発注の電気工事の工事成績評定点の年平均点が2年連続で65点未満でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (9) 警察当局から、当機構に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 入札手続等

(1) 担当部署

〒830-0032 福岡県久留米市東町42-21

独立行政法人水資源機構 筑後川局 経理課 橋本

電話 0942-34-7001 FAX 0942-37-8386

(2) 入札説明書の交付期間等

交付方法： 別途指定するホームページからのダウンロードによる。

なお、ホームページのアドレスについては、(1)まで問合せされたい。

交付期間： 平成24年1月27日（金）から平成24年2月10日（金）まで。

交付費用： 交付費用は無料とする。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

提出方法： 提出場所への持参又は郵送等（一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法（宅配便を含む。）に限る。）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。

提出期間： 平成24年1月30日（月）から平成24年2月10日（金）16時まで。
ただし、持参する場合は、上記期間の「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く毎日10時00分から16時00分まで（12時10分から13時00分までを除く。）。

提出場所： (1)に同じ。

(4) 入札書の提出方法及び入札・開札の日時及び場所

提出方法： 入札書は持参又は郵送（一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。

提出期間： i) 郵送による場合は、平成24年3月1日（木）から平成24年3月5日（月）までに当機構が指定した郵便事業（株）久留米支店に到着した入札書に限り有効とする。

ii) 持参による場合は、平成24年3月2日（金）から開札の日時まで。

提出先： i) 郵送による場合は、郵便事業（株）久留米支店留。

ii) 持参による場合は(1)に同じ。ただし、開札の日時に立会いの上提出する場合は、 の開札場所。

開札日時： 平成24年3月6日（火）16時00分

開札場所： 独立行政法人水資源機構 筑後川局

(5) 入札執行回数

入札執行回数は、1回とする。

4. その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
入札保証金 免除。
契約保証金 納付。ただし、水資源債券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。
- (5) 低価格の入札については、その価格により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて、「低入札価格調査」を行う。
- (6) 低入札価格調査を受けた者との契約は、契約保証の額については請負代金の10分の1以上を10分の3以上とし、また、前払金の割合について請負代金の10分の4以内を10分の2以内とする。
- (7) 契約書作成の要否 要。
- (8) 申請書及び資料の内容のヒアリング 原則として行わない。ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ。
- (10) 独立行政法人の契約に係る情報の公表 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約する場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされていることから、該当する法人は、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表する。公表の対象となる契約の詳細は、<http://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/index.html>による。
- (11) 詳細は入札説明書による。